

文教委員会資料②

1 令和7年第1回定例会提出予定議案の説明

(8) 議案第28号 川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

資料 議案第28号 川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

こども未来局

(令和7年2月10日)

議案第28号 川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

1 制定要旨

児童福祉法の一部改正に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるため制定するものである。

2 一時保護施設の概要及び条例制定の経緯

市内の一時保護施設：南部児童相談所及び中部児童相談所に設置

児童福祉法に基づく一時保護は、虐待を受けた子ども、非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守ることを目的としており、子どもの状況に応じた個別のケア、子どもの権利の擁護等を推進し、一時保護の質が担保されるよう、一時保護施設の設備及び運営について、内閣府令で定める基準をもとに都道府県（政令指定都市及び児童相談所設置市を含む。）の条例で基準を定めることとされた。

3 一時保護施設の基準の主な内容

内閣府令で示された基準は、本市における最低基準として充足していると認められるため、特に本市独自の基準は設けない。

- （1）児童に対し児童の権利、権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由等について、年齢、発達の状況等に応じた説明を行わなければならないこと。入所した児童の意見又は意向を尊重した支援を行わなければならないこと。【第9条】
- （2）設備として、児童の居室、学習室、運動場、相談室、食堂、調理室、浴室及び便所を設けること。【第15条】
- （3）職員として、児童指導員、心理療法担当職員、学習指導員、栄養士等、調理員及び個別対応職員を置かななければならないこと。【第18条】
- （4）夜間、職員を2人以上置かななければならないこと。通告に係る対応のために必要な職員を置くよう努めなければならないこと。【第19条】

第1条（趣旨）	第19条（夜間の配置職員）
第2条（最低基準の目的等）	第20条（一時保護施設の管理者等）
第3条（最低基準と一時保護施設）	第21条（児童指導員の資格）
第4条（一時保護施設の一般原則）	第22条（心理療法担当職員の資格）
第5条（非常災害対策）	第23条（学習指導員の資格）
第6条（安全計画の策定等）	第24条（他の社会福祉施設と併せて設置するときの設備 及び職員の基準）
第7条（自動車を運転する場合の所在の確認）	第25条（衛生管理等）
第8条（児童を平等に取り扱う原則）	第26条（食事）
第9条（児童の権利擁護）	第27条（入所した児童及び職員の健康状態の把握等）
第10条（児童の権利の制限）	第28条（養護）
第11条（児童の行動の制限）	第29条（生活支援、教育及び親子関係再構築支援等）
第12条（児童の所持品等）	第30条（関係機関との連携）
第13条（虐待等の禁止）	第31条（一時保護施設内部の規程）
第14条（業務継続計画の策定等）	第32条（一時保護施設に備える帳簿）
第15条（設備の基準）	第33条（秘密保持等）
第16条（一時保護施設における職員の一般的要件）	第34条（苦情への対応）
第17条（職員の知識及び技能の向上等）	第35条（電磁的記録）
第18条（職員）	

4 附則

(1) 令和7年4月1日から施行

(2) 令和6年4月1日に存する一時保護施設（建設中を含み、同日以後に全面改修されたものを除く）に係る設備

⇒第15条の規定を適用せず、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第57条の規定を準用

(3) 職員の確保の状況その他特別の事由により、職員の数及び夜間の職員体制について、この条例に定める基準により難しいとき

⇒令和8年3月31日までの間、これによらないことができる。

この場合、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第58条及び第68条を準用

(4) 第20条第3項に規定する業務に通算しておおむね5年以上従事した経験を有する指導教育担当職員の配置

⇒令和8年3月31日までの間、児童福祉法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司であって、職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めるものとするすることができる。